

南富良野町にお住まいの皆様へ 法務局からののお知らせ

平成28年8月、北海道に上陸及び接近した台風により、北海道各地において甚大な被害がありました。

南富良野町にお住まいで被災された方々に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

台風の被害により、不動産の権利証や会社・法人の印鑑カード等を紛失された場合の手続きについてのお知らせです。

権利証が
なくなりました！

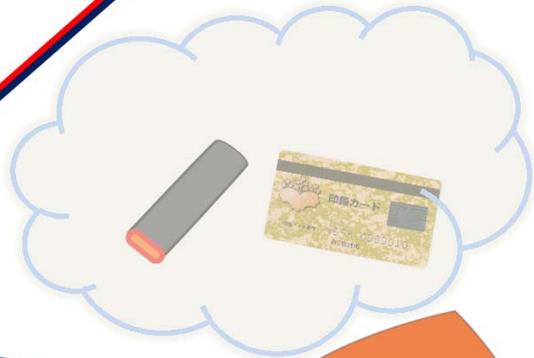


人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

お知らせ **1** へ

権利証

会社の印鑑や
カードが
なくなりました！



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

お知らせ **2** へ

【お問合せ先】

旭川地方法務局登記部門 旭川市宮前1条3丁目3番15号

0166-38-1161

お知らせ 1

～不動産(土地・建物)の権利証を紛失された場合～

権利証

【登記が不正に変更されることはありません。】

平成28年8月の台風による豪雨等により、権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失された方は、ご心配なさっていると思います。

しかし、この権利証を紛失したからといって、土地・建物の所有権等の権利を失うことはありませんので、ご安心ください。

権利証は、不動産の売買等の所有権移転登記や融資を受けるための抵当権設定登記等の登記を申請する際に、本人確認をするための資料として、不動産の所在地を管轄する登記所に提出していただくものですが、権利証のみでご本人の不動産が、他人の名義になったり、担保の対象になったりすることはありません。これらの登記の申請については、所有者の印鑑証明書等も必要ですので、権利証のみを取得した者が、不正に登記することはできません。

【不動産を処分する際も大丈夫です。】

紛失された権利証の再発行は、いたしません。

しかし、不動産の売買等をする場合に、権利証がなくても、別の手続によって登記することが可能ですので、ご安心ください。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

お知らせ 2

～会社・法人の印鑑やカードを紛失された場合～

1 登記所に届け出た印鑑及び印鑑カードの両方を紛失された場合

- ① 新たな印鑑
- ② 代表者個人の実印
- ③ 市町村長発行の印鑑証明書（発行日から3か月以内）

※ 印鑑証明書の住所と登記されている代表者の住所が相違している場合は、住所変更の登記申請も必要となりますので、旭川地方法務局（電話：0166-38-1163）まで、ご連絡願います。

- ④ 改印届書
- ⑤ 紛失された印鑑カードの廃止届書
- ⑥ 新たな印鑑カードの交付申請書

上記①から⑥までが必要となりますので、事前に①から③までをご用意していただき、法務局で手続きしてください。



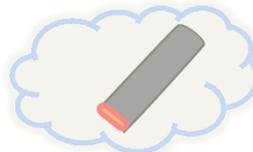
2 登記所に届け出た印鑑のみを紛失された場合

- ① 新たな印鑑
- ② 代表者個人の実印
- ③ 市町村長発行の印鑑証明書（発行日から3か月以内）

※ 印鑑証明書の住所と登記されている代表者の住所が相違している場合は、住所変更の登記申請も必要となりますので、旭川地方法務局登記部門（電話：0166-38-1163）まで、ご連絡願います。

- ④ 改印届書

上記①から④までが必要となりますので、事前に①から③までをご用意していただき、法務局で手続きしてください。



3 印鑑カードのみを紛失された場合

- ① 登記所に届け出た印鑑
- ② 紛失された印鑑カードの廃止届書
- ③ 新たな印鑑カードの交付申請書

上記①から③までが必要となりますので、事前に①をご用意していただき、法務局で手続きしてください。

